

令和4年6月

事業者のみなさまへ

大阪広域環境施設組合

請負代金内訳書における法定福利費の明示による
法定福利費の適切な支払いの取組みについて

本組合では、これまで発注工事において建設事業者の社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入促進に努めてまいりました。

今回、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境を構築し、建設業の担い手を育成・確保するため、法定福利費の適切な支払いのための取組みを強化することとしましたので、次のとおりお知らせします。

記

1 取組内容

(1) 工事請負契約書の改正【第4条（請負代金内訳書及び工程表）関係】

- ・契約締結後21日以内に発注者に提出する請負代金内訳書に、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとします。

(2) 請負代金明細書に明示された法定福利費の確認

- ・調査基準額の設定
⇒予定価格に占める法定福利費概算額*の2分の1以上を基準額とします。
 - ・請負代金内訳書に明示された法定福利費が基準額以上あるかの確認を行います。
- ※工事価格（税抜き）×国の取扱いに準拠した工事価格に占める法定福利費の割合

2 対象工事

本組合工事請負契約書により締結を行う全ての工事

3 実施時期

令和4年7月1日以降に契約を発注するものについて順次適用する。

4 担当

大阪広域環境施設組合総務部経理課 契約担当

電話 06-6630-3334